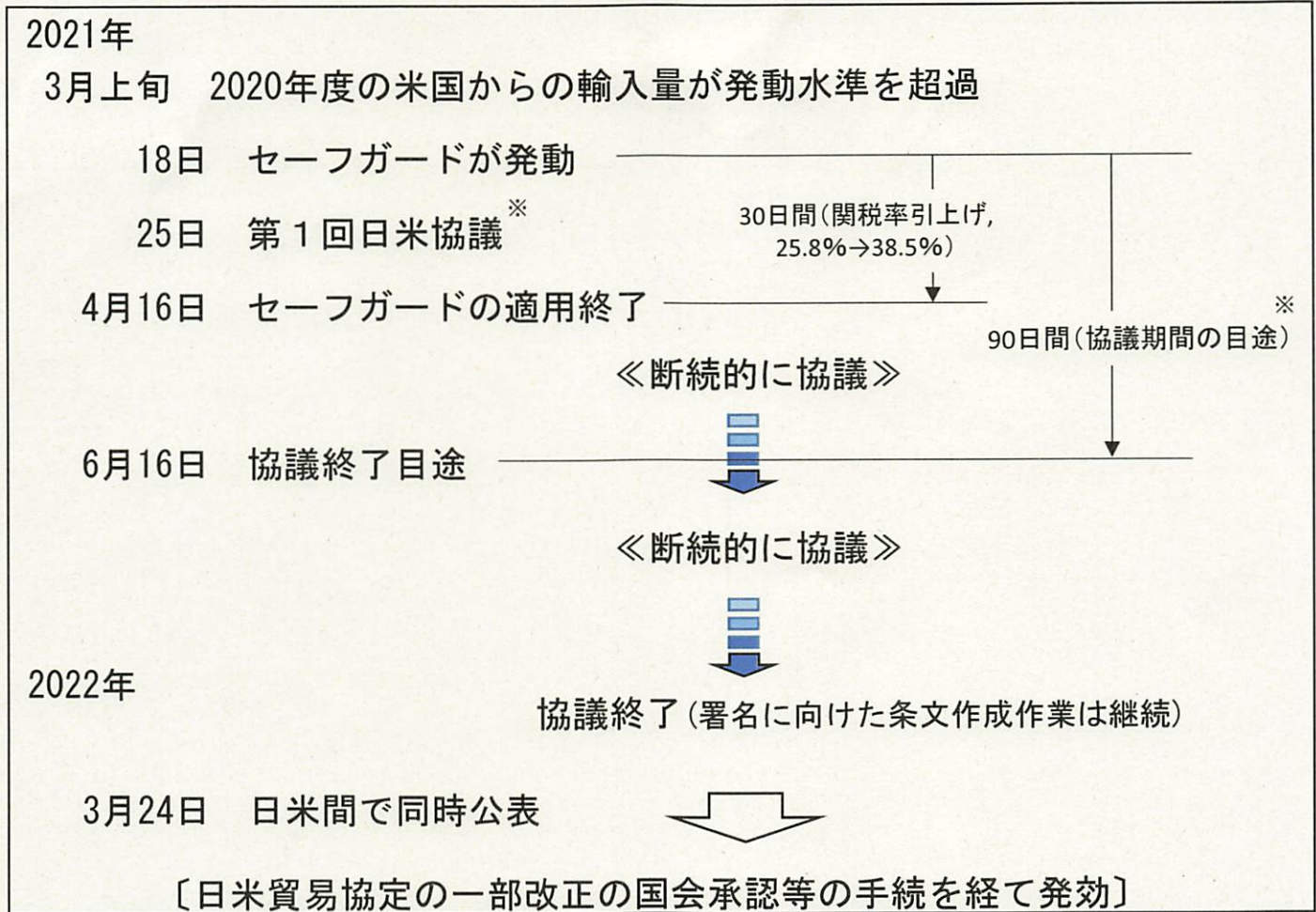


# 日米貿易協定に基づく 牛肉セーフガード協議の結果

令和4年3月

内閣官房  
外務省  
農林水産省

# 牛肉セーフガードに関する日米協議に係る経緯



※ 日米貿易協定の交換公文において以下が合意されている。

1. セーフガード措置がとられた場合、発動水準をより一層高いものに調整するための協議を10日以内に開始すること。
2. セーフガード措置がとられた後90日以内に協議を終了させる観点から協議を開始すること。
3. 2023年度以降の発動水準について、TPP11協定が修正されていればTPP全体の発動水準に移行する方向で米国と協議を行うこと。

## 2021年度の牛肉輸入量

※ ( )内は昨年同期との比較。

	4~6月	7~9月	10~12月	合計 (4~12月)	1月	2月	3月	年度合計 (4~2月)
米国+ TPP11	15.5 (▲1.2)	15.1 (+1.0)	13.6 (▲1.1)	44.2 (▲1.4)	3.9 (▲0.4)	3.6 (▲0.0)		51.7 (▲1.9)
米国	6.2 (▲0.9)	6.4 (+0.0)	5.3 (▲1.2)	17.9 (▲2.0)	1.5 (▲0.2)	1.4 (▲0.3)		20.8 (▲2.5)
豪州	6.6 (▲0.9)	5.9 (▲0.2)	6.0 (▲0.6)	18.5 (▲1.7)	1.6 (▲0.4)			30.9 (+0.7)
その他 TPP11	2.7 (+0.6)	2.9 (+1.2)	2.3 (+0.6)	7.9 (+2.4)	0.7 (+0.2)	2.2 (+0.2)		

# 牛肉セーフガード協議に関する合意の概要

1. 米国へのセーフガード発動については、
  - (1) 米国とTPP11締約国からの合計輸入量がCPTPPの発動水準を超える場合に発動する仕組みを導入。 ※1
  - (2) この発動は、米国からの輸入量が米国単独の発動水準を超えることが条件。
2. 米国単独の発動水準は、
  - (1) 現行の水準（CPTPP発動水準の約39%）を維持。
  - (2) ただし、2026年度までは、米国からの輸入量が翌年度の発動水準を超える場合は、翌年度（2027年度まで）に限り、当該輸入量を発動水準とする。

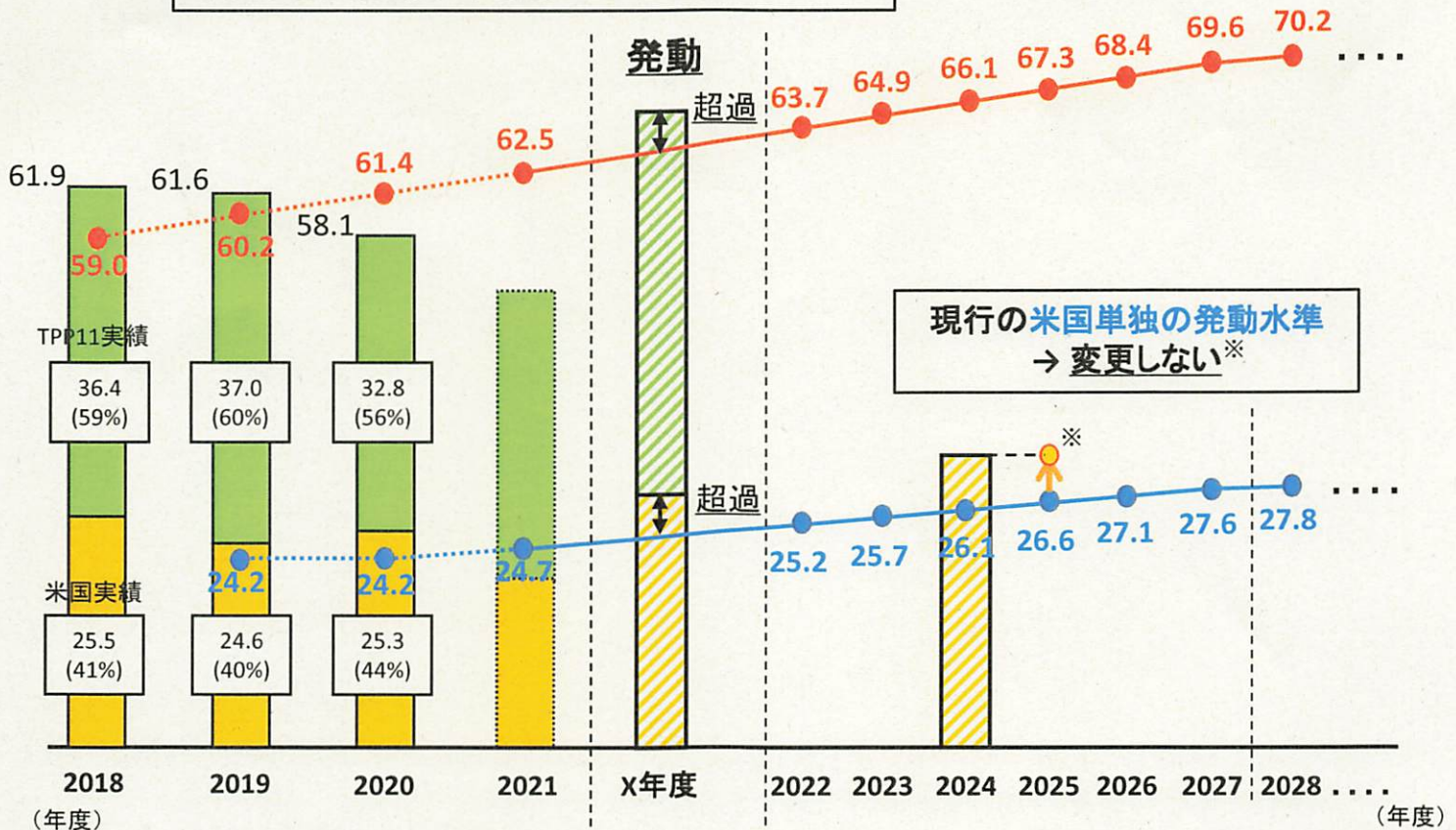
※1 この発動の仕組みは、期限なく日米貿易協定に基づくセーフガードに適用され、2028～32年度における四半期ごとのセーフガードにも適用。

※2 現行の日米貿易協定、日米間の協議に係る交換公文は、上記1、2の改正を除き、関税削減、セーフガードの発動(米国単独の発動水準を含む)を、そのまま維持。(ページ3参照)

※3 上記合意内容は、日米貿易協定の改正議定書として、国会承認を含む国内手続を経て発効することとなる。

米国とTPP11からの合計輸入量がCPTPPの発動水準を超える場合に発動。米国からの輸入量が米国単独の発動水準を超えることが条件。

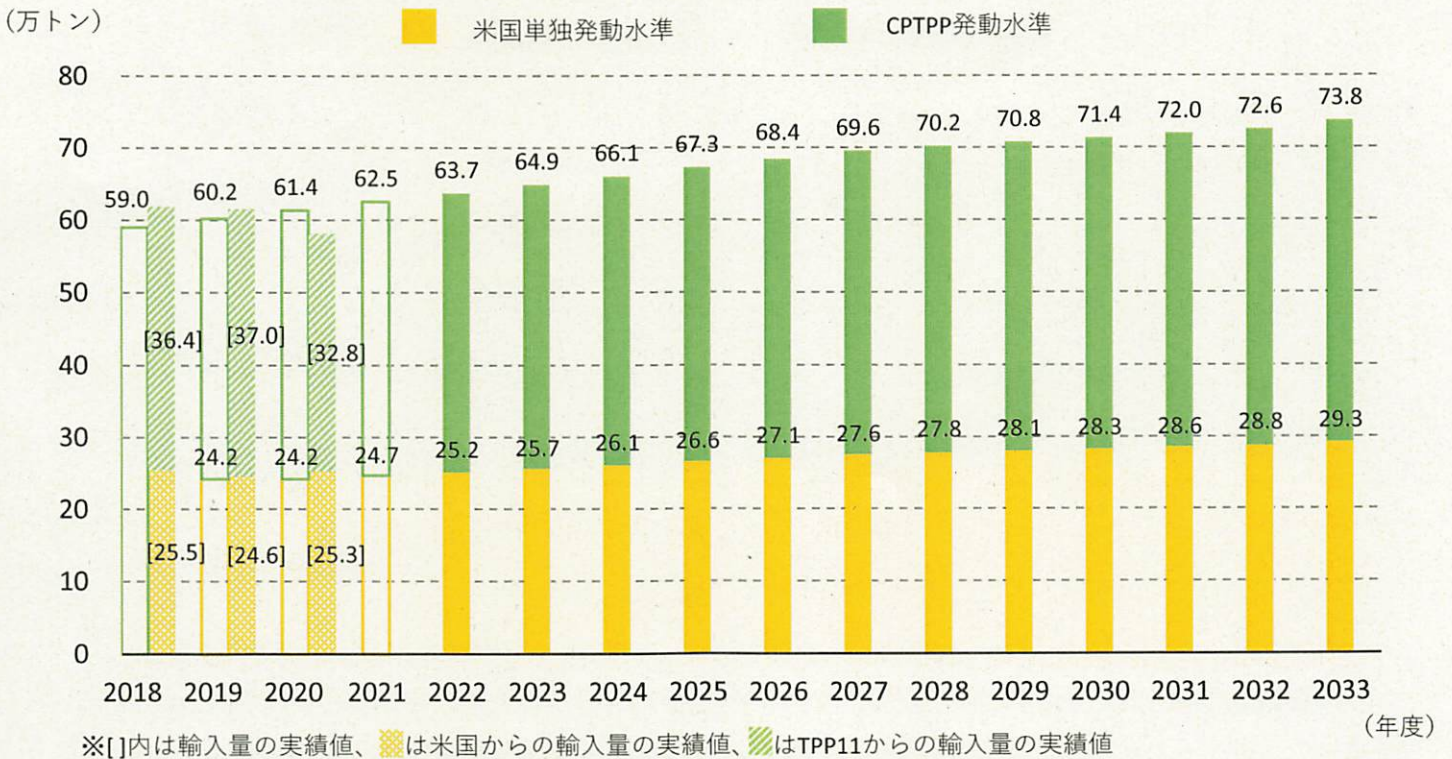
(単位: 万トン)



※ ただし、2026年度までは、米国からの輸入量が翌年度の発動水準を超える場合は、翌年度(2027年度まで)に限り、当該輸入量を発動水準とする。

# (参考) 日米貿易協定における牛肉に関する合意内容

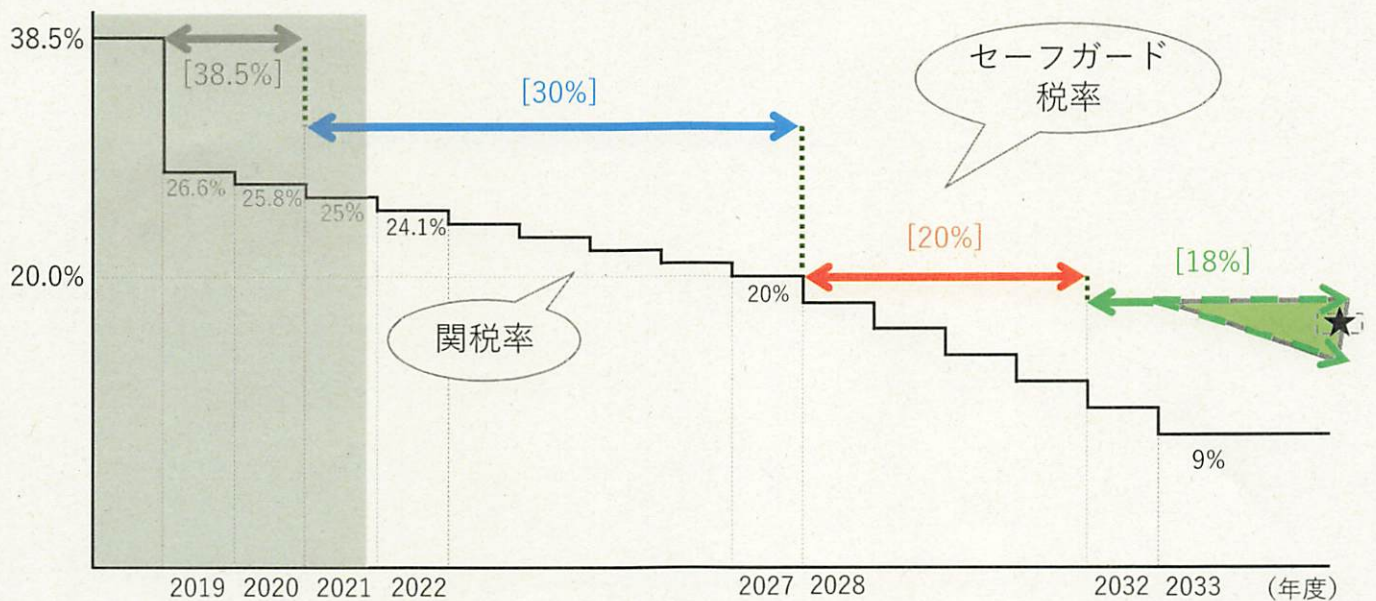
## セーフガード発動水準



注1：2月、3月に発動水準を超えた場合の適用期間、2028～32年度の四半期ごとのセーフガード、衛生上の問題により輸入が停止された場合の不適用期間については、TPPと同内容。

注2：セーフガードが発動された場合、米国と発動水準について協議を行う。また、2023年度以降の発動水準について、TPP11協定が修正されていればTPP全体の発動水準に移行する方向で米国と協議を行う。(交換公文で合意)

## 関税率とセーフガード税率



★2033年度以降のセーフガード発動時の税率：  
 毎年1%ずつ削減（セーフガードが発動されれば、次の年は削減しない）。4年間発動がなければ終了。